

〒839-0861
 ■久留米県税事務所 福岡県久留米市合川町1642番地の1
 (福岡県久留米総合庁舎4階)

開庁時間 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分

お問合せ区分	内 容	お問合せ先(電話番号)	課名・係名等
自動車税	○自動車税の納付について ・普通自動車の納税通知書(納付書)が届かない ・納税通知書(納付書)を紛失 ・身体障がい者等の減免 ・その他、自動車税についてのご相談 ※自動車税の納税確認は 0942-30-1020(収納係)へ ※軽自動車税は、お住まいの市区町村役場へ	0942-30-1078 0942-30-1026	収税第二課 自動車税第一係 自動車税第二係
県税全般のお支払・納税証明等について	○県税納付の証明書等 ・自動車税の納税確認 ・延滞金の確認 ・納税証明書の発行 ・債権譲渡通知書の提出 ・還付の手続き	0942-30-1020	収税第二課 収納係
	○期限を過ぎた県税納付のご相談 ・久留米市にお住まいの方 ・小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡、 その他の市町村にお住まいの方	0942-30-1029 0942-30-1028	収税第一課 収税第二係 収税第一課 収税第一係
個人事業税 法人事業税 法人県民税	○個人事業税の諸届受付等 ○法人二税(事業税・県民税)の申告・届受付等 ○その他事業税、法人県民税についてのご相談	0942-30-1014	課税第一課 事業税係
不動産取得税	○不動産取得税の申告・減額申請等 その他、不動産取得税についてのご相談 ※管轄区域: 取得した不動産の所在地が大牟田市、久留米市、柳川市、 八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、 三井郡、三潴郡、八女郡	0942-30-1074 0942-30-1016 0942-30-1015	課税第二課 不動産取得税第一係 不動産取得税第二係 不動産取得税第三係
	○鉦区税の申告、相談等 ○狩猟税の申告、相談等		
軽油引取税 ゴルフ場利用税	○軽油引取税の申告・免税 ○ゴルフ場利用税の申告等	0942-30-1018	課税第二課 間税係

■久留米県税事務所 朝倉地区相談窓口 朝倉市甘木2014-1(福岡県朝倉総合庁舎1階)
 ・開庁時間 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 10時00分～16時00分

お問合せ区分	内 容	お問合せ先(電話番号)	課名・係名等
県税全般	○申告書等の受付 ○納税証明書の発行 *税金のお支払いはできません。	0946-22-2037	朝倉地区県税相談窓口

このページに関するお問い合わせ先
 福岡県久留米県税事務所
 〒839-0861 福岡県久留米市合川町1642番地の1 (福岡県久留米総合庁舎4階)
 代表窓口 TEL 0942-30-1012 FAX 0942-32-3751
 メールアドレス kurume-pt@pref.fukuoka.lg.jp